

香川県営業時間短縮協力金（第8次・協力金内容変更） ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

※“一日”でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。
 ※第8次要請について、深夜営業をされている店舗について、9月13日（月）午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。

対象区域	高松市内 【知事が定める区域】	高松市以外の市町	
実施期間	9月30日（木）まで	9月24日（金）まで	9月25日（土）以降
協力金の内容	※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は、対象となりません。
	<中小企業> 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて		
	3万円～10万円 ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律 3万円 ／日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高× 0.4 （上限 10万円 ／日）	2.5万円～7.5万円 ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下 →一律 2万5千円 ／日を支払い ・1日当たりの売上高が8万3,333円超 →1日当たりの売上高× 0.3 （上限 7万5千円 ／日）	
		→上記に加え、 支払額の1割 を県独自に支援	
<大企業> ※中小企業においてもこの方式を選択可			
前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 ／日	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 ／日 又は 前年度若しくは前々年度1日当たり売上高×0.3 のいずれか低い額		
	→上記に加え、 支払額の1割 を県独自に支援		

※本申請の申請受付要項は、10月中旬に公表します。
 ※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。